

包括輸出承認取扱要領

輸出注意事項 26 第 6 号 (H26.3.14)

貿易経済協力局

最終改正：輸出注意事項 2025 第 22 号 (R7.10.3)

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）第 48 条第 3 項の承認であって、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）別表第二の中欄に掲げる貨物の輸出について一括して承認を行うものについて、包括輸出承認の要件、承認に付する条件、各種手続き及び有効期限等を次のとおり定める。

なお、「継続取引一括輸出承認取扱要領」（平成 24 年 2 月 10 日付け平成 24・01・23 貿局第 1 号・輸出注意事項 24 第 1 号）は廃止します。

1 包括輸出承認の種類及び対象貨物

(1) 包括輸出承認の種類

一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認とする。

(2) 対象貨物

輸出令別表第二の 21 の 3 の項に掲げる貨物であって、別紙 1 の (2) に掲げるもの

2 一般包括輸出承認

(1) 一般包括輸出承認の申請者

一般包括輸出承認の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「麻向法」という。）第 50 条の 27 の規定に基づく麻薬等原料輸出業者の業務の届出を行った者
- ② 代表者を輸出の業務を統括管理する責任者（以下「統括責任者」という。）とし、申請時に経済産業大臣に登録を行う者
- ③ 輸出令別表第二の中欄に掲げる貨物に該当するかどうかの確認についての責任者（以下「該非確認責任者」という。）を選任し、申請時に経済産業大臣に登録を行う者
- ④ 「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成 12 年 3 月 31 日付け輸出注意事項 12 第 15 号・輸入注意事項 12 第 8 号。以下「特定手続等運用通達」という。）に定めるところにより申請を行う者

(2) 一般包括輸出承認の要件

申請者が、別紙 1 の甲地域を仕向地とするグループ A に掲げる貨物の輸出、又は甲地域若しくは乙地域を仕向地とするグループ B に掲げる貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して承認を行ってもその輸出が我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることにならないと認められるときは、一般包括輸出承認を行う。

(3) 一般包括輸出承認の範囲

一般包括輸出承認の範囲は、次の①～④のいずれにも該当する輸出とする。

- ① 別紙 1 の甲地域を仕向地とするグループ A に掲げる貨物の輸出、又は甲地域若しくは乙地域を仕向地とするグループ B に掲げる貨物の輸出
- ② 麻向法第 50 条の 27 の規定に基づく麻薬等原料輸出業者の業務の届出における業務届受理

証明書（以下「業務届受理証明書」という。）に記載された麻薬向精神薬原料の輸出

③ 麻薬法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）（以下「覚取法」という。）第2条に規定する覚醒剤の製造用途以外に使用する貨物の輸出

④ 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当しないもの

イ ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和4年経済産業省告示第45号）に限る。）を仕向地とするもの

ロ ベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和5年経済産業省告示第162号第一号）との直接又は間接の取引によるもの

ハ 輸出令別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和5年経済産業省告示第162号第三号）との直接又は間接の取引による（輸出令別表第二の三に掲げる貨物の輸出に限る。）もの

(4) 一般包括輸出承認の申請手続は、特定手続等運用通達に定めるものとし、この手続に従って、添付書類として以下のものを提出しなければならない。

(イ) 申請理由書（様式1a）

※「申請理由」欄：新規申請の場合は、輸出者の事業概要の説明、規制物質を輸出する理由、及び包括承認を必要とする理由を記載する。

※「一般包括輸出承認により予定される輸出の概要」の欄：申請時点で予定又は想定される一般包括輸出承認に基づき行われる輸出取引の概要を具体的に記載する。特に、輸出される貨物（規制物質）の名称、当該貨物の最終用途の他、輸入者、荷受人、需要者等に関して、名称、所在国（地域）、事業者概要を記載する。また、これらの輸出を行うにあたり、輸出される貨物の用途が麻薬法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する覚醒剤の製造用途以外に使用されるものであることの確認の方法について記載する。

※これらの記載内容に係る補足説明資料等を別途求める場合がある。

(ロ) 業務届受理証明書（有効期限内のもの）の写し

(ハ) 統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式a）

(注1) 承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求めることがある。

(注2) 必要に応じて、その他の書類の提出を求めることがある。

(5) 一般包括輸出承認の申請窓口

一般包括輸出承認の申請は、経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課（以下「貿易審査課」という。）に行わなければならない。

(6) 一般包括輸出承認の条件

一般包括輸出承認には、別紙2の表1に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

(7) 一般包括輸出承認の変更

一般包括輸出承認を受けた者は、申請者名若しくは住所又は業務届受理証明書に記載された取扱品名を変更（別紙1に掲げる物質の変更に限る。）したときは、特定手続等運用通達に基づき、一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項を入力し、次の（イ）～（ハ）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、一般包括輸出承認の変更の必要はないが、速やかに統括・該非確認責任者変更届（様式 a の 2）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(イ) 申請理由書（様式 1 a）

※「申請理由」欄：変更の場合は、変更内容の説明と理由を記載する。

※「一般包括輸出承認により予定される輸出の概要」の欄：申請時点で予定又は想定される一般包括輸出承認に基づき行われる輸出取引の概要を具体的に記載する。特に、輸出される貨物（規制物質）の名称、当該貨物の最終用途の他、輸入者、荷受人、需要者等に関して、名称、所在国（地域）、事業者概要を記載する。また、これらの輸出を行うにあたり、輸出される貨物の用途が麻向法第 2 条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚醒剤に該当する覚醒剤の製造用途以外に使用されるものであることの確認の方法について記載する。

※これらの記載内容に係る補足説明資料等を別途求める場合がある。

(ロ) 変更を要することを証する書類の写し

(ハ) 業務届受理証明書（変更後のものであって有効期限内のもの）の写し

(注) 必要に応じて、その他の書類の提出を求めることがある。

(8) 一般包括輸出承認の有効期限

一般包括輸出承認の有効期限は、その承認が有効となる日から起算して 3 年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、(7) に基づく変更の申請である場合には、変更前の承認の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

(9) 一般包括輸出承認の更新

一般包括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の 3 か月前から当該有効期限満了日までの間に、更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して 3 年を超えない範囲内において更新を行う。

一般包括輸出承認の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項を入力し、(4) の (イ) ～ (ハ) の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(注 1) 承認申請日前 1 年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求めることがある。

(注 2) 必要に応じて、その他の書類の提出を求めることがある。

3 特定包括輸出承認

(1) 特定包括輸出承認の申請者

特定包括輸出承認の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

① 2 の (1) の要件のすべてに該当する者

② 別紙 1 の乙地域を仕向地とするグループ A に掲げる貨物の輸出において、次の (イ) 又は (ロ) に規定する実績を有する者

(イ) 特定包括輸出承認申請日前 1 年間に、同一の輸入者（買主及び荷受人をいう。以下同じ。）向けに、別紙 1 の (2) の ① グループ A に規定する貨物の輸出承認件数が 6 件以

上であって、取得した当該輸出承認証においてこれらの輸出実績が確認できるもの
(ロ) 特定包括輸出承認申請日前3年間に於けるそれぞれの1年間に、同一の輸入者向けに、別紙1の(2)の①グループAに規定する貨物の輸出承認件数が2件以上であって、取得した当該輸出承認証において当該輸出の実績

(2) 特定包括輸出承認の要件

申請者が、継続的な取引関係を有する同一の輸入者に対して、別紙1の乙地域を仕向地とするグループAに掲げる貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して承認を行ってもその輸出が我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることにならないと認められるときは、特定包括輸出承認を行う。

(3) 特定包括輸出承認の範囲

特定包括輸出承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出とする。

- ① 別紙1の乙地域を仕向地とするグループAに掲げる貨物の輸出
- ② 業務届出受理証明書に記載された麻薬向精神薬原料であって、特定包括輸出承認申請の際に、申請項目の事項として入力された貨物の輸出
- ③ 継続的な取引関係を有する者であって、特定手続等運用通達に基づき、特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項として入力された輸入者への輸出

(4) 特定包括輸出承認の申請手続は、特定手続等運用通達に定めるものとし、この手続に従って、添付書類として以下のものを提出しなければならない。

- (イ) (3)の③の要件を確認できる輸出承認証両面の写し
 - (ロ) 業務届受理証明書(有効期限内のもの)の写し
 - (ハ) 統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書(様式a)
- (注1) 承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求められることがある。
- (注2) 必要に応じて、その他の書類の提出を求められることがある。

(5) 特定包括輸出承認の申請窓口

特定包括輸出承認の申請は、貿易審査課に行わなければならない。

(6) 特定包括輸出承認の条件

特定包括輸出承認には、別紙2の表2に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

(7) 特定包括輸出承認の変更

特定包括輸出承認を受けた者は、申請者、買主又は荷受人の名称若しくは住所、承認を受けた貨物又は仕向地に変更が生じたときは、特定手続等運用通達に基づき、特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項を入力し、次の(イ)及び(ロ)の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、特定包括輸出承認の変更の必要はないが、速やかに統括・該非確認責任者変更届(様式aの2)の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- (イ) 変更を要することを証する書類の写し
- (ロ) 業務届受理証明書(変更後のものであって有効期限内のもの)の写し

(注) 必要に応じて、その他の書類の提出を求められることがある。

(8) 特定包括輸出承認の有効期限

特定包括輸出承認の有効期限は、その承認が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、(7)に基づく変更の申請である場合には、変更前の承認の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

(9) 特定包括輸出承認の更新

特定包括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から当該有効期限満了日までの間に、更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、輸出契約に基づく輸出の実績が特定包括承認証を使用して輸出したことが確認でき、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において承認を行う。

特定包括輸出承認の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項を入力し、次の(イ)～(ニ)の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(イ) 継続的取引実績表(様式2)

(ロ) (イ)に記載した輸出の実績を証する書類

(ハ) 業務届受理証明書(有効期限内のもの)の写し

(ニ) 統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書(様式a)

(注1) 承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求められることがある。

(注2) 必要に応じて、その他の書類の提出を求められることがある。

4 包括輸出承認の取消又は失効

経済産業大臣は、包括輸出承認を受けた者が法令若しくは承認の条件に違反したとき、2の(1)及び(2)若しくは3の(1)及び(2)の要件を満たさなくなったとき、又は我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げるおそれから必要があると認めるときは、当該承認を取り消すことがある。

また、承認の条件で規定されている場合の他、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行する観点から必要があると認められるときは、経済産業大臣が定める期日から当該承認の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

別紙1

(1) 包括輸出承認に係る仕向地

① 甲地域

アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブータ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コードジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、EU、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

② 乙地域

台湾

(2) 包括輸出承認に係る貨物

① グループA

次の化学物質であって、③に掲げるものを除く。

- 1) アントラニル酸及びその塩類
- 2) イソサフロール
- 3) 過マンガン酸カリウム
- 4) サフロール
- 5) ピペリジン及びその塩類
- 6) ピペロナール
- 7) 無水酢酸
- 8) 1)、2)及び4)から7)までを濃度50%を超えて含有するもの
- 9) 3)を濃度10%を超えて含有するもの

② グループB

次の化学物質であって、③に掲げるものを除く。

- 1) アセトン
- 2) エチルエーテル
- 3) エチルメチルケトン (別名メチルエチルケトン)
- 4) 塩化水素の水溶液 (別名塩酸)
- 5) トルエン
- 6) 硫酸
- 7) 1) から3) 及び5) を濃度50%を超えて含有するもの
- 8) 4) 及び6) を濃度10%を超えて含有するもの

③ 適用除外品目

- 1 アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトン
- 2 放射性物質を含有する物
- 3 バッテリー液としてバッテリー容器の中に入っている硫酸
- 4 関税法第102条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表 (昭和62年大蔵省告示第94号) の輸出統計品目表 (以下「輸出統計品目表」という。) 第32・04項、第32・08項、第32・10項、第32・15項、第33・04項、第34・03項、第35・06項、第38・14項及び第38・15項に該当する物品に含有されるアセトン、エチルメチルケトン (別名メチルエチルケトン) 及びトルエン (第32・04項、第33・04項及び第35・06項に該当する物品であって化学的に単一の化合物である場合は除く。)
- 5 輸出統計品目表第34・02項、第38・10項及び第38・15項に該当する物品に含有される塩化水素の水溶液 (別名塩酸) 及び硫酸

別紙2

表1 一般包括輸出承認の条件

一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用
<p>(1) 本承認は、本要領2の(3)の範囲において貨物の輸出を行う場合に限り、これを適用することができる。</p> <p>(2) 一般包括輸出承認に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の用途について、当該輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する覚醒剤の製造に用いられないことを、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、確認すること。</p> <p>(3) 統括責任者又は該非確認責任者に変更が生じたときは、速やかに経済産業大臣に届け出ること。</p> <p>(4) 一般包括輸出承認に基づき輸出を行った際の資料を、輸出時から少なくとも、5年間保存し、その内容について報告を求められたときは、報告書を提出すること。</p> <p>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>①輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する覚醒剤の製造に用いられる場合</p> <p>②輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する覚醒剤の製造に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合</p> <p>③本要領の別紙1の(2)の①グループAに掲げる貨物の輸出において、最終需要者が確定していない場合</p> <p>(6) 一般包括輸出承認の範囲は、承認後においても法令及び本要領の改正に伴い変更されることがある。</p> <p>(7) 法令若しくは承認の条件に違反したとき、本要領2の(1)若しくは(2)の要件を満たさなくなったとき、又は我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げるおそれがあると認められるときは、本承認が取り消されることがある。</p>	<p>本要領の別紙1の(2)の②グループBに掲げる貨物の輸出において、最終需要者の特定が困難な場合にあつては、最終需要者として予定される者について確認を行い、一般包括輸出承認を適用することができない輸出に当たらないことを確認すること。</p> <p>届出は、本要領の様式aの2によるものとする。</p> <p>報告の対象には、最終需要者、最終用途の情報を含むものし、貿易審査課の指示する様式に従うこと。</p> <p>「用いられる場合」とは、輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する覚醒剤の製造に使用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書において記載されている場合や、輸入者その他取引に関係する者から連絡を受けた場合を指す。</p>

表2 特定包括輸出承認の条件

特定包括輸出承認の条件	承認条件の適用
<p>(1) 本承認は、本要領3の(3)の範囲において貨物の輸出を行う場合に限り、これを適用することができる。</p> <p>(2) 特定包括輸出承認に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の用途について、当該輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する覚醒剤の製造に用いられないことを、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、確認すること。</p> <p>(3) 統括責任者又は該非確認責任者に変更が生じたときは、速やかに経済産業大臣に届け出ること。</p> <p>(4) 特定包括輸出承認に基づき輸出を行った際の資料を、輸出時から少なくとも、5年間保存し、その内容について報告を求められたときは、報告書を提出すること。</p> <p>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、特定包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>①輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する覚醒剤の製造に用いられる場合</p> <p>②輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する覚醒剤の製造に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合</p> <p>③輸出される貨物の最終需要者が確定していない場合</p> <p>(6) 特定包括輸出承認の範囲は、承認後においても法令及び包括承認取扱要領の改正に伴い変更されることがある。</p> <p>(7) 法令若しくは承認の条件に違反したとき、本要領3の(1)若しくは(2)の要件を満たさなくなったとき、又は我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げるおそれがあると認められるときは、本承認が取り消されることがある。</p>	<p>届出は、本要領の様式 a の2によるものとする。</p> <p>報告の対象には、最終需要者、最終用途の情報を含むものし、貿易審査課の指示する様式に従うこと。</p> <p>「用いられる場合」とは、輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する覚醒剤の製造に使用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書において記載されている場合や、輸入者その他取引に関係する者から連絡を受けた場合を指す。</p>

様式1 削除

様式 1 a

一般包括輸出承認申請理由書

経済産業大臣 殿

申請年月日

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住 所

電話番号（担当）

1. 新規・変更・更新の別

2. 申請理由

3. 一般包括輸出承認により予定される輸出の概要

様式2

年 月 日

継続的取引実績表（更新申請）

申請者
住 所
担当者名
連絡先

規制貨物名 _____

承認年月日 _____

承認番号 _____

買 主 _____

荷受人 _____

	インボイス番号	輸出年月日	最終需要者	最終用途	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					

様式 a

年 月 日

統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書

経済産業大臣 殿

申 請 者
氏 名 又 は 名 称
及 び 代 表 者 の 氏 名
住 所
電 話 番 号 (担 当)

当社の統括責任者及び該非確認責任者を下記のとおり登録します。

記

1. 統括責任者
氏 名 :
役職名 :
就任日 :
2. 該非確認責任者
氏 名 :
役職名 :
就任日 :
選任理由 :

様式 a の 2

年 月 日

統括・該非確認責任者変更届

経済産業大臣 殿

申 請 者
氏 名 又 は 名 称
及 び 代 表 者 の 氏 名
住 所
電 話 番 号 (担 当)

下記のとおり、当社の統括責任者・該非確認責任者が変更となりましたので、届け
出ます。

記

1. 統括責任者

(変更前)

氏 名 :
役職名 :
就任日 :

(変更後)

氏 名 :
役職名 :
就任日 :

(変更理由)

2. 該非確認責任者

(変更前)

氏 名 :
役職名 :
就任日 :

(変更後)

氏 名 :
役職名 :
就任日 :

(変更理由)